

(三重県)母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表(適用日:令和8年4月1日～)

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	3,720,000				
	母子・父子福祉団体 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦(複数の母子 家庭の母、複数の 父子家庭の父、複 数の寡婦による共 同起業の場合)	5,580,000		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	1,860,000		貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童 18歳年度末を迎え 児童扶養手当等を受 給できなくなった 高校等就学児童	別表のとおり (P.45参照) 上記の額に児童 扶養手当の額を 加算する	就学期間中	卒業後6ヶ月	据置期間経過後 10年以内 (専修学校の一般 課程は据置期間 経過後5年以内)	無利子
就職支度資金	母子家庭の母・父 子家庭の父または 児童 寡婦 父母のない児童	110,000 通勤のために自動 車を購入すること が必要と認められ る場合 340,000		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	子に係るもの →無利子 母親・父親に係るもの 連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母もしくは父が生 計中心者のとき (技能習得) 月額 141,000 (医療介護) 月額 114,000 母もしくは父が生 計非中心者のとき 、または扶養する 子のない寡婦 月額 79,000	知識・技能を習得 する期間中の5年 以内	知識・技能の習得 期間満了後6ヶ月	据置期間経過後 10年以内 (技能習得)	
	母子家庭の母 父子家庭の父 (配偶者のない女 子もしくは男子と なっている7年未満 の者)	月額 118,000 (上限2,832,000) 但し、生活安定貸 付期間中の養育費 取得のための裁判 等の費用については 、1,416,000円を 限度として一括して 貸付することができる	医療または介護を 受けている期間中 の1年以内	医療または介護を 受ける期間満了 後6ヶ月	据置期間経過後 5年以内 (医療介護)	
	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母もしくは父が生 計中心者のとき 月額 118,000 母もしくは父が生 計非中心者のとき 、または扶養する 子のない寡婦 月額 79,000	配偶者のない女子 もしくは男子とな っている7年未満(生 活安定貸付期間)	生活安定貸付期 間満了後6ヶ月	据置期間経過後 8年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母もしくは父が生 計中心者のとき 月額 118,000 母もしくは父が生 計非中心者のとき 、または扶養する 子のない寡婦 月額 79,000	離職した日の翌日 から1年以内	失業貸付期間満 了後6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	
	母子家庭の母 父子家庭の父 (児童扶養手当を受 給しておらず、所 得または収入が別 途定める額未満 の家計急変者)	児童扶養手当に準 拠した額(全部支給 の額の範囲内) 月額第1号 48,050 第2号以降 11,030 (上記の金額の合算額)	資金の貸付けを受 けようとしたときか ら1年未満(緊急生活 安定貸付期間)(一 度の貸付期間は3ヶ 月とし、引き続き貸 付けを受けることが 適当と認められると きは、延長可能)	緊急生活安定貸 付期間満了後6ヶ 月	据置期間経過後 10年以内	
※特別な事情がある(物価の影響を受けている)と認める場合、3ヶ月分を一括して貸付けすることができる						

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	一般 1,500,000 災害等 2,000,000		貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 6年以内 据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	260,000		貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 3年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
医療介護資金	母子家庭の母・父 子家庭の父または 児童(介護の場合 は児童を除く) 寡婦	医療 340,000 特に経済的に必要 と認められる場合 510,000 介護 500,000		医療または介護を 受ける期間満了 後6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養してい る子 父母のない児童	小学校	91,600	修学・修業を 終了後6ヶ月	据置期間経過後 10年以内	無利子
		中学校	101,000			
		高等学校 専修学校 (高等課程) (一般課程)	自宅 150,000 自宅外 160,000			
		【私立】 高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅 410,000 自宅外 420,000			
		【国公立】 大学 大学院 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	自宅 420,000 自宅外 430,000			
		【私立】 大学 大学院 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	自宅 580,000 自宅外 590,000			
		修業施設	自宅 中学校卒業者 150,000 高等学校卒業者 272,000 自宅外 中学校卒業者 160,000 高等学校卒業者 282,000		(修業施設) 据置期間経過後 5年以内	
結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養してい る子	婚姻する子1人に つき 340,000		貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養してい る子 父母のない児童	68,000 高校3年在学時 就職希望の児童が自 動車運転免許取得 の場合 460,000	知識技能を習得す る期間中の5年以 内	習得期間満了後 1年 ※自動車免許の 場合、貸付した 時点から1年	据置期間経過後 10年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	68,000 入学金・学費等、特 に必要と認められ る場合 816,000 自動車運転免許取得 の場合 460,000	知識技能を習得す る期間中の5年以 内	習得期間満了後 1年 ※自動車免許の 場合、貸付した 時点から1年	据置期間経過後 10年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%

(注)申請者への貸付金が多額である場合には、連帯保証人を必要とします。

連帯保証人は、年齢60歳まで、申請者と生計を同一にしておらず、原則として県内に在住している償還の資力がある方です。

連帯保証人の要件(母子父子寡婦福祉資金貸付金)

- 60歳以下 ●債務弁済の資力あり ●できれば県内の方(※三親等内の親族であれば県外可)
- 子のための資金は元夫可 ※申請者と同一生計ではない

修学資金貸付限度額(月額)一覧表 (適用日:令和8年4月1日～)

(単位:円)

学校種別		通学形態	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500 (89,000)	98,500 (89,000)
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000 (102,500)	115,000 (102,500)
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500 (86,500)	96,500 (86,500)			
	私 立	自宅通学	93,500 (86,500)	93,500 (86,500)			
		自宅外通学	131,000 (110,500)	131,000 (110,500)			
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)	
	私 立	自宅通学	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)	
		自宅外通学	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)	
大学	国公立	自宅通学	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	
		自宅外通学	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	
	私 立	自宅通学	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	
		自宅外通学	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			55,500	55,500			

(注1) ()内の単価は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条に定める計算方法に基づき算出したその者の前年所得が682万円(年収目安900万円)(扶養親族等が2人以上の場合については、前年所得については、682万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算した額)を超える場合に適用します。

(注2) 高等教育の就学支援新制度による支援を受ける場合は、貸付限度額から授業料等の減免や給付型奨学金の額に相当する額を控除します。